

## 消費税率引き上げに伴う使用料・手数料改定一覧表

### ○廃棄物処理手数料・浄化槽清掃手数料（令和元年10月1日から改定）

【環境総務課庶務係 45-2001】

改定後				改定前			
種別	区分	単位	手数料	種別	区分	単位	手数料
ごみ等	家庭廃棄物	450袋	1枚 <u>50円</u>	ごみ等	家庭廃棄物	450袋	1枚 <u>47円</u>
		300袋	1枚 30円			300袋	1枚 30円
		150袋	1枚 15円			150袋	1枚 15円
	事業系一般廃棄物	450袋	1枚 140円	ごみ等	事業系一般廃棄物	450袋	1枚 140円
	重量制	10kg（10kg未満は、 10kgとみなす。）につき	160円	ごみ等	重量制	10kg（10kg未満は、 10kgとみなす。）につき	160円
粗大ごみ （事業系除く）		（規則に定める額）		粗大ごみ （事業系除く）		（規則に定める額）	

改定後					改定前												
(略)					(略)												
種別	区分		単位	金額	摘要	種別	区分		単位	金額	摘要						
ふん尿	基本額		世帯人員 1人につき	<u>400円</u>	普通世帯の汲取りのとき。	ふん尿	基本額		世帯人員 1人につき	<u>330円</u>	普通世帯の汲取りのとき。						
	定額 (月額)	加算額	便槽 数割	便槽1個につき	<u>800円</u>			定額 (月額)	加算額	便槽数 割	便槽1個につき	<u>600円</u>					
			度数 割	汲取り1回 増すごとに	<u>1,400円</u>		便槽が狭あい等で市長が必要と認めて月2回以上汲取りするとき。			定額 (月額)	加算額	度数割	汲取り1回 増すごとに	<u>1,200円</u>	便槽が狭あい等で市長が必要と認めて月2回以上汲取りするとき。		
												定額 (月額)	加算額	困難料	<u>汲取り1回につき</u>	<u>500円</u>	<u>バキューム車の吸い込みホース60メートル以上を必要とするとき。</u>
														定額 (月額)	加算額	特殊便 槽割	<u>便槽1個につき</u>

改定後						改定前									
(略)	従量 ( 1 回 )	基本額		18リットルにつき	<u>200円</u>	定額によりがたいもので市長が定めるものの汲取りのとき。 18リットル未満の端数は18リットルとする。		(略)	従量 ( 1 回 )	基本額		18リットルにつき	<u>165円</u>	定額によりがたいもので市長が定めるものの汲取りのとき。 18リットル未満の端数は18リットルとする。	
		加算額	便槽数割	便槽1個につき	800円		加算額			便槽数割	便槽1個につき	800円			
										<u>困難料</u>	<u>汲取り1回につき</u>	<u>500円</u>	<u>バキューム車の吸込みホース60メートル以上を必要とするとき。</u>		

改定後			改定前		
容量 (立方メートル)	金額		容量 (立方メートル)	金額	
	ばっき型	その他の型		ばっき型	その他の型
1.0未満	<u>15,700円</u>	<u>16,900円</u>	1.0未満	<u>14,300円</u>	<u>15,400円</u>
1.0以上1.5未満	<u>20,500円</u>	<u>24,200円</u>	1.0以上1.5未満	<u>18,700円</u>	<u>22,000円</u>
1.5以上2.0未満	<u>26,600円</u>	<u>30,200円</u>	1.5以上2.0未満	<u>24,200円</u>	<u>27,500円</u>
2.0以上2.5未満	<u>31,400円</u>	<u>36,300円</u>	2.0以上2.5未満	<u>28,600円</u>	<u>33,000円</u>
2.5以上3.0未満	<u>38,700円</u>	<u>43,500円</u>	2.5以上3.0未満	<u>35,200円</u>	<u>39,600円</u>
3.0以上3.5未満	<u>44,700円</u>	<u>52,000円</u>	3.0以上3.5未満	<u>40,700円</u>	<u>47,300円</u>
3.5以上4.0未満	<u>52,000円</u>	<u>59,200円</u>	3.5以上4.0未満	<u>47,300円</u>	<u>53,900円</u>
4.0以上4.5未満	<u>58,000円</u>	<u>67,700円</u>	4.0以上4.5未満	<u>52,800円</u>	<u>61,600円</u>
4.5以上5.0未満	<u>65,300円</u>	<u>75,000円</u>	4.5以上5.0未満	<u>59,400円</u>	<u>68,200円</u>
5.0以上5.5未満	<u>71,300円</u>	<u>83,400円</u>	5.0以上5.5未満	<u>64,900円</u>	<u>75,900円</u>
5.5以上6.0未満	<u>78,600円</u>	<u>90,700円</u>	5.5以上6.0未満	<u>71,500円</u>	<u>82,500円</u>

改定後			改定前		
6.0以上6.5未満	<u>85,900円</u>	<u>99,200円</u>	6.0以上6.5未満	<u>78,100円</u>	<u>90,200円</u>
6.5以上7.0未満	<u>91,900円</u>	<u>106,400円</u>	6.5以上7.0未満	<u>83,600円</u>	<u>96,800円</u>
7.0以上7.5未満	<u>98,000円</u>	<u>114,900円</u>	7.0以上7.5未満	<u>89,100円</u>	<u>104,500円</u>
7.5以上8.0未満	<u>105,200円</u>	<u>122,200円</u>	7.5以上8.0未満	<u>95,700円</u>	<u>111,100円</u>
8.0以上8.5未満	<u>111,300円</u>	<u>130,600円</u>	8.0以上8.5未満	<u>101,200円</u>	<u>118,800円</u>
8.5以上9.0未満	<u>118,500円</u>	<u>137,900円</u>	8.5以上9.0未満	<u>107,800円</u>	<u>125,400円</u>
9.0以上9.5未満	<u>125,800円</u>	<u>146,400円</u>	9.0以上9.5未満	<u>114,400円</u>	<u>133,100円</u>
9.5以上10.0未満	<u>131,800円</u>	<u>153,600円</u>	9.5以上10.0未満	<u>119,900円</u>	<u>139,700円</u>
10.0以上12.5未満	<u>137,900円</u>	<u>162,100円</u>	10.0以上12.5未満	<u>125,400円</u>	<u>147,400円</u>
12.5以上15.0未満	<u>164,500円</u>	<u>192,300円</u>	12.5以上15.0未満	<u>149,600円</u>	<u>174,900円</u>
15.0以上17.5未満	<u>176,600円</u>	<u>208,100円</u>	15.0以上17.5未満	<u>160,600円</u>	<u>189,200円</u>
17.5以上20.0未満	<u>204,400円</u>	<u>240,700円</u>	17.5以上20.0未満	<u>185,900円</u>	<u>218,900円</u>
20.0以上22.5未満	<u>246,800円</u>	<u>296,400円</u>	20.0以上22.5未満	<u>224,400円</u>	<u>269,500円</u>
22.5以上25.0未満	<u>255,300円</u>	<u>308,500円</u>	22.5以上25.0未満	<u>232,100円</u>	<u>280,500円</u>

改定後			改定前		
25.0以上27.5未満	<u>285,500円</u>	<u>346,000円</u>	25.0以上27.5未満	<u>259,600円</u>	<u>314,600円</u>
27.5以上30.0未満	<u>310,900円</u>	<u>376,300円</u>	27.5以上30.0未満	<u>282,700円</u>	<u>342,100円</u>
(略)			(略)		

○市税等の督促手数料（令和2年4月1日から改定）

【税務課等（税務課収納管理係 内線572）】

改定後	改定前
督促状1通について <u>100円</u>	督促状1通について <u>80円</u>

○桜井市総合福祉センター（令和元年10月1日から改定）

【高齢福祉課高齢者ケア係 内線299】

改定後								改定前							
区分		9:00～12:00		13:00～16:00		9:00～16:00		区分		9:00～12:00		13:00～16:00		9:00～16:00	
		市内在住の者が利用する場合	市外在住の者が利用する場合	市内在住の者が利用する場合	市外在住の者が利用する場合	市内在住の者が利用する場合	市外在住の者が利用する場合			市内在住の者が利用する場合	市外在住の者が利用する場合	市内在住の者が利用する場合	市外在住の者が利用する場合		
大 広 間	全面	<u>1,800円</u>	<u>3,600円</u>	<u>1,800円</u>	<u>3,600円</u>	<u>3,600円</u>	<u>7,200円</u>	大 広 間	全面	<u>1,500円</u>	<u>3,000円</u>	<u>1,500円</u>	<u>3,000円</u>	<u>3,000円</u>	<u>6,000円</u>
	3分の2面	<u>1,200円</u>	<u>2,400円</u>	<u>1,200円</u>	<u>2,400円</u>	<u>2,400円</u>	<u>4,800円</u>		3分の2面	<u>1,000円</u>	<u>2,000円</u>	<u>1,000円</u>	<u>2,000円</u>	<u>2,000円</u>	<u>4,000円</u>
	3分の1面	<u>600円</u>	<u>1,200円</u>	<u>600円</u>	<u>1,200円</u>	<u>1,200円</u>	<u>2,400円</u>		3分の1面	<u>500円</u>	<u>1,000円</u>	<u>500円</u>	<u>1,000円</u>	<u>1,000円</u>	<u>2,000円</u>
講座室A		<u>300円</u>	<u>600円</u>	<u>300円</u>	<u>600円</u>	<u>600円</u>	<u>1,200円</u>	講座室A		<u>300円</u>	<u>600円</u>	<u>300円</u>	<u>600円</u>	<u>600円</u>	<u>1,200円</u>
講	全面	<u>600円</u>	<u>1,200円</u>	<u>600円</u>	<u>1,200円</u>	<u>1,200円</u>	<u>2,400円</u>	講	全面	<u>600円</u>	<u>1,200円</u>	<u>600円</u>	<u>1,200円</u>	<u>1,200円</u>	<u>2,400円</u>

改定後								改定前							
座 室 B	3分の2 面	<u>400円</u>	<u>800円</u>	<u>400円</u>	<u>800円</u>	<u>800円</u>	<u>1,600円</u>	座 室 B	3分の2 面	<u>400円</u>	<u>800円</u>	<u>400円</u>	<u>800円</u>	<u>800円</u>	<u>1,600円</u>
	3分の1 面	<u>200円</u>	<u>400円</u>	<u>200円</u>	<u>400円</u>	<u>400円</u>	<u>800円</u>		3分の1 面	<u>200円</u>	<u>400円</u>	<u>200円</u>	<u>400円</u>	<u>400円</u>	<u>800円</u>
研修室 A		<u>600円</u>	<u>1,200円</u>	<u>600円</u>	<u>1,200円</u>	<u>1,200円</u>	<u>2,400円</u>	研修室 A		<u>500円</u>	<u>1,000円</u>	<u>500円</u>	<u>1,000円</u>	<u>1,000円</u>	<u>2,000円</u>
研修室 B		<u>600円</u>	<u>1,200円</u>	<u>600円</u>	<u>1,200円</u>	<u>1,200円</u>	<u>2,400円</u>	研修室 B		<u>500円</u>	<u>1,000円</u>	<u>500円</u>	<u>1,000円</u>	<u>1,000円</u>	<u>2,000円</u>
研修室 C		<u>600円</u>	<u>1,200円</u>	<u>600円</u>	<u>1,200円</u>	<u>1,200円</u>	<u>2,400円</u>	研修室 C		<u>500円</u>	<u>1,000円</u>	<u>500円</u>	<u>1,000円</u>	<u>1,000円</u>	<u>2,000円</u>
浴場	大人	<u>市内在住の者の1回の入浴利用につき 200円</u>						<u>1回の入浴利用につき 200円</u>							
		<u>市外在住の者の1回の入浴利用につき 400円</u>													
	こども (12歳以下)	<u>市内在住の者の1回の入浴利用につき 100円</u>													
		<u>市外在住の者の1回の入浴利用につき 200円</u>													

○桜井市初瀬観光センター（令和元年10月1日から改定）

【観光まちづくり課観光事業係 内線364】

改定後				改定前			
使用時間	午前	午後	全日	使用時間	午前	午後	全日
区分	9:00～12:00	13:00～17:00	9:00～17:00	区分	9:00～12:00	13:00～17:00	9:00～17:00
会議室 A	<u>1,260円</u>	<u>1,580円</u>	<u>2,830円</u>	会議室 A	<u>1,200円</u>	<u>1,500円</u>	<u>2,700円</u>
会議室 B	<u>950円</u>	<u>1,260円</u>	<u>2,200円</u>	会議室 B	<u>900円</u>	<u>1,200円</u>	<u>2,100円</u>
和室	<u>630円</u>	<u>840円</u>	<u>1,470円</u>	和室	<u>600円</u>	<u>800円</u>	<u>1,400円</u>
備考 冷暖房施設を利用する場合は、上記使用料の2割に相当する額を加算する。 <u>ただし、1円未満の端数が出た場合は、切捨てとする。</u>				備考 冷暖房施設を利用する場合は、上記使用料の2割に相当する額を加算する。			

○桜井市立中央公民館（令和元年10月1日から改定）

【中央公民館 45-0965】

改定後					改定前				
区分	使用時間				区分	使用時間			
	午 前	午 後	昼 間	夜 間		午 前	午 後	昼 間	夜 間
	9:00～12:00	13:00～ 17:00	9:00～17:00	18:00～ 21:00		9:00～12:00	13:00～ 17:00	9:00～17:00	18:00～ 21:00
大会議室	<u>4,200円</u>	<u>5,300円</u>	<u>8,400円</u>	<u>5,300円</u>	大会議室	<u>4,000円</u>	<u>5,000円</u>	<u>8,000円</u>	<u>5,000円</u>
小会議室	<u>2,100円</u>	<u>2,700円</u>	<u>4,200円</u>	<u>2,700円</u>	小会議室	<u>2,000円</u>	<u>2,500円</u>	<u>4,000円</u>	<u>2,500円</u>
和室	<u>1,900円</u>	<u>2,400円</u>	<u>3,800円</u>	<u>2,400円</u>	研修室1	<u>1,500円</u>	<u>1,800円</u>	<u>3,000円</u>	<u>1,800円</u>
研修室1	<u>1,600円</u>	<u>1,900円</u>	<u>3,200円</u>	<u>1,900円</u>	研修室2	<u>1,500円</u>	<u>1,800円</u>	<u>3,000円</u>	<u>1,800円</u>
研修室2	<u>1,600円</u>	<u>1,900円</u>	<u>3,200円</u>	<u>1,900円</u>	和室	<u>1,800円</u>	<u>2,200円</u>	<u>3,600円</u>	<u>2,200円</u>
視聴覚室	<u>3,200円</u>	<u>3,900円</u>	<u>6,300円</u>	<u>3,900円</u>	茶室	<u>1,200円</u>	<u>1,500円</u>	<u>2,400円</u>	<u>1,500円</u>
調理実習室	<u>3,700円</u>	<u>4,600円</u>	<u>7,400円</u>	<u>4,600円</u>	視聴覚室	<u>3,000円</u>	<u>3,700円</u>	<u>6,000円</u>	<u>3,700円</u>
美術工芸室	<u>2,700円</u>	<u>3,300円</u>	<u>5,300円</u>	<u>3,300円</u>	調理実習室	<u>3,500円</u>	<u>4,300円</u>	<u>7,000円</u>	<u>4,300円</u>
陶芸室	<u>3,200円</u>	<u>3,900円</u>	<u>6,300円</u>	<u>3,900円</u>	美術工芸室	<u>2,500円</u>	<u>3,100円</u>	<u>5,000円</u>	<u>3,100円</u>
					陶芸室	<u>3,000円</u>	<u>3,700円</u>	<u>6,000円</u>	<u>3,700円</u>

# ○桜井市体育施設（令和元年10月1日から改定）

【社会教育課体育係 内線611】

改定後					改定前				
(1) 桜井市民体育館 ア. 市民体育館					(1) 桜井市民体育館 ア. 市民体育館				
区分	利用料金				区分	利用料金			
	午前	午後	夜間	全日		午前	午後	夜間	全日
	<u>9:00~</u> <u>12:00</u>	13:00~ 17:00	<u>18:00~</u> <u>21:30</u>	<u>9:00~</u> <u>17:00</u>		<u>8:30~</u> <u>12:00</u>	13:00~ 17:00	<u>18:00~</u> <u>22:00</u>	<u>8:30~</u> <u>17:00</u>
スポーツ・レクリエーションの目的で利用する場合	3,000円	<u>3,900円</u>	3,500円	<u>7,800円</u>	スポーツ・レクリエーションの目的で利用する場合	3,000円	<u>3,500円</u>	3,500円	<u>7,300円</u>
その他の場合 (集会・講演会等)	6,000円	<u>7,800円</u>	7,000円	<u>15,600円</u>	その他の場合 (集会・講演会等)	6,000円	<u>7,000円</u>	7,000円	<u>14,600円</u>
1 本市に住所を有しない者又は本市に勤務をしない者が利用する場合の利用料金は、この表に定める額の <u>2倍</u> とする。					1 本市に住所を有しない者又は本市に勤務をしない者が利用する場合の利用料金は、この表に定める額の <u>3倍</u> とする。				

改定後					改定前				
イ. 付属設備					イ. 付属設備				
品目	利用料金				品目	利用料金			
椅子	1脚			<u>20円</u>	椅子	1脚			<u>10円</u>
机	〃			<u>100円</u>	机	〃			<u>50円</u>
バレーボール器具	1組			<u>300円</u>	バレーボール器具	1組			<u>200円</u>
バドミントン器具	〃			<u>200円</u>	バドミントン器具	〃			<u>100円</u>
(略)					(略)				
(2) 芝運動公園 ア. 総合体育館					(2) 芝運動公園 ア. 総合体育館				
区分	利用料金				区分	利用料金			
	午前	午後	夜間	全日		午前	午後	夜間	全日
	<u>9:00</u>	13:00	<u>18:00</u>	<u>9:00</u>		<u>8:30</u>	13:00	<u>18:00</u>	<u>8:30</u>
≈	~	≈	≈	≈	~	≈	≈		
<u>12:00</u>	17:00	<u>21:30</u>	<u>17:00</u>	<u>12:00</u>	17:00	<u>22:00</u>	<u>17:00</u>		

改定後							改定前							
競技場	全面利用	スポーツ・レクリエーションに利用する場合	入場料の類を徴収する場合	<u>8,400円</u>	<u>11,200円</u>	<u>9,800円</u>	<u>22,400円</u>	スポーツ・レクリエーションに利用する場合	入場料の類を徴収する場合	<u>6,000円</u>	<u>8,000円</u>	<u>8,000円</u>	<u>16,000円</u>	
			入場料の類を徴収しない場合	<u>5,100円</u>	<u>6,800円</u>	<u>6,000円</u>	<u>13,600円</u>		入場料の類を徴収しない場合	<u>3,000円</u>	<u>4,000円</u>	<u>4,000円</u>	<u>8,000円</u>	
		その他の場合（集会、講演会等）	入場料の類を徴収する場合	<u>25,200円</u>	<u>33,600円</u>	<u>29,400円</u>	<u>67,200円</u>	その他の場合（集会、講演会等）	入場料の類を徴収する場合	<u>18,000円</u>	<u>24,000円</u>	<u>24,000円</u>	<u>48,000円</u>	
	入場料の類を徴収しない場合		<u>15,300円</u>	<u>20,400円</u>	<u>18,000円</u>	<u>40,800円</u>	入場料の類を徴収しない場合		<u>9,000円</u>	<u>12,000円</u>	<u>12,000円</u>	<u>24,000円</u>		
	部分利用	床面積の2分の1を利用する場合	全面利用の2分の1に相当する額					部分利用	床面積の2分の1を利用する場合	全面利用の2分の1に相当する額				
		床面積の3分の2を利用する場合	全面利用の3分の2に相当する額						床面積の3分の2を利用する場合	全面利用の3分の2に相当する額				
		床面積の3分の1を利用する場合	全面利用の3分の1に相当する額						床面積の3分の1を利用する場合	全面利用の3分の1に相当する額				

改定後						改定前					
柔 剣 道 場 等	柔道場	1,500円	<u>2,000円</u>	1,800円	<u>4,000円</u>	柔道場	1,500円	<u>1,800円</u>	1,800円	<u>3,600円</u>	
	剣道場	1,500円	<u>2,000円</u>	1,800円	<u>4,000円</u>	剣道場	1,500円	<u>1,800円</u>	1,800円	<u>3,600円</u>	
	会議室	1,300円	<u>1,700円</u>	1,500円	<u>3,400円</u>	会議室	1,300円	<u>1,500円</u>	1,500円	<u>3,100円</u>	
	卓球場（一人当り）	100円	100円	100円		卓球場（一人当り）	100円	100円	100円		
	トレーニング室（一人当り）	100円	100円	100円		トレーニング室（一人当り）	100円	100円	100円		
<p>1 本市に住所を有しない者又は本市に勤務をしない者が利用する場合の利用料金は、この表に定める額の<b>2倍</b>とする。</p> <p><u>4 照明設備費については、上記利用料金に含まれるものとする。</u></p>						<p>1 本市に住所を有しない者又は本市に勤務をしない者が利用する場合の利用料金は、この表に定める額の<b>3倍</b>とする。</p>					

改定後			改定前		
イ. 付属設備			イ. 付属設備		
品目	利用料金		品目	利用料金	
	午前・午後・夜間各1回につき			午前・午後・夜間各1回につき	
バスケット器具	1組	<u>700円</u>	バスケット器具	1組	<u>600円</u>
バレーボール器具	〃	<u>300円</u>	バレーボール器具	〃	<u>200円</u>
ソフトバレーボール器具	〃	<u>250円</u>	ソフトバレーボール器具	〃	<u>200円</u>
バドミントン器具	〃	<u>250円</u>	バドミントン器具	〃	<u>200円</u>
テニス器具	〃	<u>300円</u>	テニス器具	〃	<u>200円</u>
卓球器具	〃	<u>300円</u>	卓球器具	〃	<u>200円</u>
ハンドボールゴール	〃	<u>500円</u>	ハンドボールゴール	〃	<u>200円</u>
(略)			(略)		
机	1脚	<u>100円</u>	机	1脚	<u>50円</u>
(略)			(略)		

改定後			改定前			
フローシート	1枚	50円	フローシート	1枚	10円	
トレーニング器具	1式	250円	トレーニング器具	1式	200円	
(略)			(略)			
			ウ 照明設備			
		区分	利用料金			
			午前	午後	夜間	全日
			8:30~ 12:00	13:00~ 17:00	18:00~ 22:00	8:30~ 17:00
競 技 場	全面利用		1,500円	2,000円	2,000円	3,900円
	部 分 利 用	床面積の2分の1を利用する場合	800円	1,000円	1,000円	1,900円
		床面積の3分の2を利用する場合	1,000円	1,400円	1,400円	2,600円
		床面積の3分の1を利用する場合	500円	700円	700円	1,300円

## 改定後

## (3) 芝運動公園運動場

## ア. 運動場

区分	利用料金			
	午前	午後	夜間	全日
	<u>9:00～</u> <u>12:00</u>	13:00～ 17:00	18:00～ 21:30	<u>9:00～</u> <u>17:00</u>
全面	<u>4,200円</u>	<u>5,500円</u>	<u>4,900円</u>	<u>11,000円</u>
東グラウンド	<u>2,100円</u>	<u>2,800円</u>	<u>2,500円</u>	<u>5,600円</u>
西グラウンド	<u>2,100円</u>	<u>2,800円</u>	<u>2,500円</u>	<u>5,600円</u>

- 1 本市に住所を有しない者又は本市に勤務をしない者が利用する場合の利用料金は、この表に定める額の2倍とする。

## 改定前

## (3) 芝運動公園運動場

## ア. 運動場

区分	利用料金			
	午前	午後	夜間	全日
	<u>8:30～</u> <u>12:00</u>	13:00～ 17:00	18:00～ 21:30	<u>8:30～</u> <u>17:00</u>
全面	<u>4,000円</u>	<u>5,000円</u>	<u>4,000円</u>	<u>10,000円</u>
東グラウンド	<u>2,000円</u>	<u>2,500円</u>	<u>2,000円</u>	<u>5,000円</u>
西グラウンド	<u>2,000円</u>	<u>2,500円</u>	<u>2,000円</u>	<u>5,000円</u>

- 1 本市に住所を有しない者又は本市に勤務をしない者が利用する場合の利用料金は、この表に定める額の3倍とする。

改定後		
イ. 付属設備		
品目	利用料金	
サッカーゴール	午前・午後・夜間各 1回につき	<u>600円</u>
(略)		
ウ. 夜間照明設備		
区分	利用料金	
全面	1時間につき	<u>7,000円</u>
東グラウンド	1時間につき	<u>2,900円</u>
西グラウンド	1時間につき	<u>4,100円</u>
(4) 芝運動公園庭球場		
ア. 庭球場		
利用料金		
1面・1時間につき	<u>700円</u>	
1 本市に住所を有しない者又は本市に勤務をしない者が利用する場合の利用料金は、この表に定める額の <u>2倍</u> とする。		

改定前		
イ. 付属設備		
品目	利用料金	
サッカーゴール	午前・午後・夜間各 1回につき	<u>500円</u>
(略)		
ウ. 夜間照明設備		
区分	利用料金	
全面	1時間につき	<u>6,000円</u>
東グラウンド	1時間につき	<u>2,500円</u>
西グラウンド	1時間につき	<u>3,500円</u>
(4) 芝運動公園庭球場		
ア. 庭球場		
利用料金		
1面・1時間につき	<u>600円</u>	
1 本市に住所を有しない者又は本市に勤務をしない者が利用する場合の利用料金は、この表に定める額の <u>3倍</u> とする。		

改定後				
イ. 夜間照明設備				
利用料金				
1面・1時間につき			<u>500円</u>	
(6) 上之郷体育館				
ア. 上之郷体育館				
区分	利用料金			
	午前	午後	夜間	全日
	<u>9:00～ 12:00</u>	13:00～ 17:00	18:00～ <u>21:30</u>	<u>9:00～ 17:00</u>
スポーツ・レクリエーションの目的で利用する場合	<u>2,600円</u>	<u>3,400円</u>	<u>3,000円</u>	<u>6,800円</u>
その他の場合 (集会・講演会等)	<u>5,200円</u>	<u>6,800円</u>	<u>6,000円</u>	<u>13,600円</u>
<p>1 本市に住所を有しない者又は本市に勤務をしない者が利用する場合の利用料金は、この表に定める額の<u>2倍</u>とする。</p> <p><u>4 照明設備費については、上記利用料金に含まれるものとする。</u></p>				

改定前				
イ. 夜間照明設備				
利用料金				
1面・1時間につき			<u>400円</u>	
(6) 上之郷体育館				
ア. 上之郷体育館				
区分	利用料金			
	午前	午後	夜間	全日
	<u>8:30～ 12:00</u>	13:00～ 17:00	18:00～ <u>22:00</u>	<u>8:30～ 17:00</u>
スポーツ・レクリエーションの目的で利用する場合	<u>1,750円</u>	<u>2,000円</u>	<u>2,000円</u>	<u>4,250円</u>
その他の場合 (集会・講演会等)	<u>3,500円</u>	<u>4,000円</u>	<u>4,000円</u>	<u>8,500円</u>
<p>1 本市に住所を有しない者又は本市に勤務をしない者が利用する場合の利用料金は、この表に定める額の<u>3倍</u>とする。</p>				

改定後			改定前			
イ. 付属設備			イ. 付属設備			
品目	利用料金		品目	利用料金		
椅子	1脚	<u>20円</u>	椅子	1脚	<u>10円</u>	
机	〃	<u>100円</u>	机	〃	<u>50円</u>	
バレーボール器具	1組	<u>300円</u>	バレーボール器具	1組	<u>200円</u>	
バドミントン器具	〃	200円	バドミントン器具	〃	200円	
			卓球器具	〃	200円	
			放送設備	1式	500円	
			ウ 照明設備			
			利用料金			
			午前	午後	夜間	全日
			8:30～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00	8:30～17:00
			750円	1,000円	1,000円	2,000円

改定後			改定前		
(7) 上之郷運動場 ア. 上之郷運動場			(7) 上之郷運動場 ア. 上之郷運動場		
利用料金			利用料金		
(略)			(略)		
<u>9:00~12:00</u>	13:00~17:00	<u>9:00~17:00</u>	<u>8:30~12:00</u>	13:00~17:00	<u>8:30~17:00</u>
<u>1,700円</u>	<u>2,200円</u>	<u>4,400円</u>	<u>1,750円</u>	<u>2,000円</u>	<u>4,250円</u>
1 本市に住所を有しない者又は本市に勤務をしない者が利用する場合の利用料金は、この表に定める額の <u>2倍</u> とする。			1 本市に住所を有しない者又は本市に勤務をしない者が利用する場合の利用料金は、この表に定める額の <u>3倍</u> とする。		
			イ 付属設備		
品目		利用料金			
テント		1張	500円		
(注)					
1 この表に掲げるもの以外の付属設備の利用料金の額は、類似する付属設備の利用料金の額に準じて算定した額とする。					
2 利用料金の欄は、午前・午後各1回の額とする。					

○桜井市立図書館（令和元年10月1日から改定）

【社会教育課生涯学習振興係 内線608】

改定後						改定前					
施設利用料金（指定管理者を指定した場合は、施設利用料金設定基準）						施設利用料金					
利用時間		午前 9：00～ 12：00	午後 13：00～ 17：00	夜間 18：00～ 21：00	全日 9：00～ 21：00	利用時間		午前 9：00～ 12：00	午後 13：00～ 17：00	夜間 18：00～ 21：00	全日 9：00～ 21：00
入場料の金額が1,000円以下の場合	研修室1	<u>10,500円</u>	<u>14,700円</u>	<u>18,900円</u>	<u>38,800円</u>	入場料の金額が1,000円以下の場合	研修室1	<u>10,000円</u>	<u>14,000円</u>	<u>18,000円</u>	<u>37,000円</u>
	研修室2	<u>3,200円</u>	<u>4,800円</u>	<u>6,300円</u>	<u>12,600円</u>		研修室2	<u>3,000円</u>	<u>4,500円</u>	<u>6,000円</u>	<u>12,000円</u>
	研修室3	<u>3,200円</u>	<u>4,800円</u>	<u>6,300円</u>	<u>12,600円</u>		研修室3	<u>3,000円</u>	<u>4,500円</u>	<u>6,000円</u>	<u>12,000円</u>
入場料の金額が1,000円を超え2,000円以下の場合	研修室1	<u>13,100円</u>	<u>18,400円</u>	<u>23,600円</u>	<u>48,500円</u>	入場料の金額が1,000円を超え2,000円以下の場合	研修室1	<u>12,500円</u>	<u>17,500円</u>	<u>22,500円</u>	<u>46,250円</u>
	研修室2	<u>4,000円</u>	<u>5,900円</u>	<u>7,900円</u>	<u>15,800円</u>		研修室2	<u>3,750円</u>	<u>5,625円</u>	<u>7,500円</u>	<u>15,000円</u>
	研修室3	<u>4,000円</u>	<u>5,900円</u>	<u>7,900円</u>	<u>15,800円</u>		研修室3	<u>3,750円</u>	<u>5,625円</u>	<u>7,500円</u>	<u>15,000円</u>
入場料の金額が2,000円を超える場合	研修室1	<u>15,800円</u>	<u>22,000円</u>	<u>28,300円</u>	<u>58,200円</u>	入場料の金額が2,000円を超える場合	研修室1	<u>15,000円</u>	<u>21,000円</u>	<u>27,000円</u>	<u>55,500円</u>
	研修室2	<u>4,800円</u>	<u>7,100円</u>	<u>9,500円</u>	<u>18,900円</u>		研修室2	<u>4,500円</u>	<u>6,750円</u>	<u>9,000円</u>	<u>18,000円</u>
	研修室3	<u>4,800円</u>	<u>7,100円</u>	<u>9,500円</u>	<u>18,900円</u>		研修室3	<u>4,500円</u>	<u>6,750円</u>	<u>9,000円</u>	<u>18,000円</u>
和室		<u>1,100円</u>	<u>1,600円</u>	<u>2,100円</u>	<u>4,200円</u>	和室		<u>1,000円</u>	<u>1,500円</u>	<u>2,000円</u>	<u>4,000円</u>

○桜井市民会館（令和元年10月1日から改定）

【社会教育課生涯学習振興係 内線608】

改定後								改定前								
利用時間		午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日	延長	利用時間		午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日
		9:00 ～ 12:00	13:00 ～ 16:00	17:00 ～ 21:00	9:00 ～ 16:00	13:00 ～ 21:00	9:00 ～ 21:00	1時間 あたり			9:00 ～ 12:00	13:00 ～ 16:00	17:00 ～ 21:00	9:00 ～ 16:00	13:00 ～ 21:00	9:00 ～ 21:00
ホール	入場料 又はこれに相当する 会費等を徴収しない 場合	平日	<u>18,900円</u>	<u>31,500円</u>	<u>50,300円</u>	<u>50,300円</u>	<u>81,800円</u>	<u>88,000円</u>	<u>8,400円</u>	平日	<u>18,000円</u>	<u>30,000円</u>	<u>48,000円</u>	<u>48,000円</u>	<u>78,000円</u>	<u>84,000円</u>
		土日祝	<u>23,600円</u>	<u>39,300円</u>	<u>62,900円</u>	<u>62,900円</u>	<u>102,200円</u>	<u>110,000円</u>	<u>10,500円</u>		土日祝	<u>22,500円</u>	<u>37,500円</u>	<u>60,000円</u>	<u>60,000円</u>	<u>97,500円</u>
	入場料 又はこれに相当する 会費等を徴収する 場合	平日	<u>37,800円</u>	<u>62,900円</u>	<u>100,600円</u>	<u>100,600円</u>	<u>163,500円</u>	<u>176,000円</u>	<u>16,800円</u>	平日	<u>36,000円</u>	<u>60,000円</u>	<u>96,000円</u>	<u>96,000円</u>	<u>156,000円</u>	<u>168,000円</u>
		土日祝	<u>47,200円</u>	<u>78,600円</u>	<u>125,800円</u>	<u>125,800円</u>	<u>204,300円</u>	<u>220,000円</u>	<u>21,000円</u>		土日祝	<u>45,000円</u>	<u>75,000円</u>	<u>120,000円</u>	<u>120,000円</u>	<u>195,000円</u>
楽屋1		<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,600円</u>	<u>1,600円</u>	<u>2,400円</u>	<u>300円</u>	楽屋1		<u>1,050円</u>	<u>1,050円</u>	<u>1,050円</u>	<u>1,500円</u>	<u>1,500円</u>	<u>2,250円</u>
楽屋2		<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,600円</u>	<u>1,600円</u>	<u>2,400円</u>	<u>300円</u>	楽屋2		<u>1,050円</u>	<u>1,050円</u>	<u>1,050円</u>	<u>1,500円</u>	<u>1,500円</u>	<u>2,250円</u>

改定後								改定前								
楽屋3		<u>1,600円</u>	<u>1,600円</u>	<u>1,600円</u>	<u>2,400円</u>	<u>2,400円</u>	<u>3,200円</u>	<u>400円</u>	楽屋3		<u>1,500円</u>	<u>1,500円</u>	<u>1,500円</u>	<u>2,250円</u>	<u>2,250円</u>	<u>3,000円</u>
リハーサル室	リハーサルに利用する場合	<u>4,000円</u>	<u>4,000円</u>	<u>4,000円</u>	<u>4,800円</u>	<u>4,800円</u>	<u>5,500円</u>	<u>800円</u>	リハーサルに利用する場合	<u>3,750円</u>	<u>3,750円</u>	<u>3,750円</u>	<u>4,500円</u>	<u>4,500円</u>	<u>5,250円</u>	
	リハーサル以外に利用する場合	<u>4,800円</u>	<u>6,300円</u>	<u>7,900円</u>	<u>11,000円</u>	<u>14,200円</u>	<u>18,900円</u>	<u>1,900円</u>	リハーサル以外に利用する場合	<u>4,500円</u>	<u>6,000円</u>	<u>7,500円</u>	<u>10,500円</u>	<u>13,500円</u>	<u>18,000円</u>	
<p>4 利用者がやむを得ず許可時間を超える場合は、1時間を増すごとに別表による<u>延長料金</u>を加算する。この場合1時間未満は1時間とみなす。</p>								<p>4 利用者がやむを得ず許可時間を超える場合は、1時間を増すごとに<u>利用料金に2割相当額</u>を加算する。この場合1時間未満は1時間とみなす。</p>								

○桜井市戒重集会所（令和元年10月1日から改定）

【総務課資産管理係 内線330】

改定後				改定前					
区分	利用時間			備考	区分	利用時間			備考
	9:00～ 12:00	12:00～ 17:00	17:00～ 22:00			9:00～ 12:00	12:00～ 17:00	17:00～ 22:00	
1階 小会議室	<u>3,700円</u>	<u>3,700円</u>	<u>4,200円</u>	6月1日から8月31日まで及び12月1日から3月15日までの間の利用料金については、冷暖房用費用として左記利用料金の3割を別に徴収する。	1階 小会議室	<u>3,500円</u>	<u>3,500円</u>	<u>4,000円</u>	6月1日から8月31日まで及び12月1日から3月15日までの間の利用料金については、冷暖房用費用として左記利用料金の3割を別に徴収する。
1階和室 (1室につき)	<u>3,200円</u>	<u>3,200円</u>	<u>3,700円</u>		1階和室 (1室につき)	<u>3,000円</u>	<u>3,000円</u>	<u>3,500円</u>	
2階 大会議室	<u>5,200円</u>	<u>5,200円</u>	<u>5,200円</u>		2階 大会議室	<u>5,000円</u>	<u>5,000円</u>	<u>5,000円</u>	
2階 小会議室	<u>3,200円</u>	<u>3,200円</u>	<u>3,700円</u>		2階 小会議室	<u>3,000円</u>	<u>3,000円</u>	<u>3,500円</u>	

○市営住宅・改良住宅駐車場（令和元年10月1日から改定）

【営繕課住宅係 内線243】

改定後			改定前		
(駐車場の使用料)			(駐車場の使用料)		
住宅名	区画の種類	1区画の使用料 (月額)	住宅名	区画の種類	1区画の使用料 (月額)
阿部市営住宅	普通乗用自動車専用	<u>1,100円</u>	阿部市営住宅	普通乗用自動車専用	<u>1,000円</u>
慈恩寺市営住宅	普通乗用自動車専用	<u>1,100円</u>	慈恩寺市営住宅	普通乗用自動車専用	<u>1,000円</u>
大福市営住宅	普通乗用自動車専用	<u>1,100円</u>	大福市営住宅	普通乗用自動車専用	<u>1,000円</u>
初瀬下河原市営住宅	普通乗用自動車専用	<u>1,100円</u>	初瀬下河原市営住宅	普通乗用自動車専用	<u>1,000円</u>
初瀬東市営住宅	普通乗用自動車専用	<u>1,100円</u>	初瀬東市営住宅	普通乗用自動車専用	<u>1,000円</u>
美柗荘市営住宅	普通乗用自動車専用	<u>1,100円</u>	美柗荘市営住宅	普通乗用自動車専用	<u>1,000円</u>
豊田市営住宅	普通乗用自動車専用	<u>1,100円</u>	豊田市営住宅	普通乗用自動車専用	<u>1,000円</u>
改良住宅東館	普通乗用自動車専用	<u>1,100円</u>	改良住宅東館	普通乗用自動車専用	<u>1,000円</u>
改良住宅西館	普通乗用自動車専用	<u>1,100円</u>	改良住宅西館	普通乗用自動車専用	<u>1,000円</u>

○共同浴場利用料金（令和元年10月1日から改定）

【人権施策課同和対策係 内線563】

改定後		改定前	
大人 1回（13歳以上）	<u>300円</u>	大人 1回（13歳以上）	<u>250円</u>
こども（12歳以下） 1回	<u>150円</u>	こども（12歳以下） 1回	<u>120円</u>

○桜井市火葬場（令和元年10月1日から改定）

【けんこう増進課いきいき健康係 内線473】

改定後					改定前				
区分	種別	単位	金額	備考	区分	種別	単位	金額	備考
火葬	大人	1死体	<u>20,000円</u>		火葬	大人	1死体	<u>17,000円</u>	
	小人	1死体	<u>10,000円</u>	小人とは、年齢満 <u>12歳</u> 以下の者をいう。		小人	1死体	<u>9,000円</u>	小人とは、年齢満 <u>10歳</u> 以下の者をいう。
	死産児	1死胎	4,000円			死産児	1死胎	4,000円	
(略)					(略)				
備考 <u>本市の住民でない被葬者の使用料は、表に掲げる額の5倍とする。</u>					備考 <u>本市の住民でない被葬者の使用料は、表に掲げる額の3倍とする。ただし、本市の住民でない大人の被葬者の火葬に係る使用料は、53,000円とする。</u>				

# ○上水道料金（令和元年10月1日から改定）

【経営総務課総務係 42-9211】

改定後	改定前
<p>給水料金の額 次の区分による基本料金と従量料金を合算した額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額。（ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは切り捨て）</p> <p>（略）</p> <p>分担金の額 給水管の口径に応じ次の表に掲げる額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額。</p> <p>（略）</p>	<p>給水料金の額 次の区分による基本料金と従量料金を合算した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額。（ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは切り捨て）</p> <p>（略）</p> <p>2 分担金の額 給水管の口径に応じ次の表に掲げる額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額。</p> <p>（略）</p>

# ○下水道料金（令和元年10月1日から改定）

【下水道課企画調整係 42-9211】

改定後		改定前	
使用料の額 次の区分による水量使用料と水質使用料を合算した額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額。（ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは切り捨て）		使用料の額 次の区分による水量使用料と水質使用料を合算した額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額。（ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは切り捨て）	
(1) 水量使用料		(1) 水量使用料	
区分	1立方メートル当たりの使用料	区分	1立方メートル当たりの使用料
一般排水	公衆浴場（共同浴場を含む。）の汚水 <u>90円</u>	一般排水	公衆浴場（共同浴場を含む。）の汚水 <u>80円</u>
	その他の汚水 <u>140円</u>		その他の汚水 <u>120円</u>
中間排水	<u>190円</u>	中間排水	<u>170円</u>
特定排水	<u>240円</u>	特定排水	<u>220円</u>
(2) 水質使用料(略)		(2) 水質使用料(略)	